

公益財団法人浜松国際交流協会（HICE）ボランティア制度規約

（目的）

第1条 当ボランティア制度は、浜松国際交流協会（以下「協会」という。）が国際交流や多文化共生事業を実施及び協力するにあたり、その意欲と能力を生かして活動する個人に事業に参加、協力してもらうことを目的とする制度である。

（定義）

第2条 ボランティアとは、事業の目的の達成に協力する意欲及び能力のある個人とする。

（種類及び内容）

第3条 ボランティアは、通訳・翻訳、出前講師、ホームステイ、日本語学習、バディ、イベントの6つのカテゴリーからなり、それぞれ次の表に掲げる活動を行う。

カテゴリー	活動内容
通訳・翻訳	1 外国人住民への生活支援（災害時通訳・翻訳など） 2 国際交流イベントでの受付・案内における通訳、チラシ等の翻訳など 3 外国からの来報者への案内、情報提供に伴う通訳・翻訳業務
出前講師	1 市民を対象とした国際理解講座等での講話等 2 国際交流を目的とした事業等での文化紹介 3 姉妹都市、海外諸都市との交流事業等での文化紹介
ホームステイ	協会が依頼を受けたホームステイを実施する際のホストファミリー
日本語学習	1 協会が主催する日本語教室での登壇・支援活動 2 協会が関係する民間の日本語教室等での登壇・支援活動 3 個人から依頼を受けたプライベートレッスンの実施
バディ	地域における国際交流活動の企画・運営や補助
イベント	協会が関係するイベントなどへの協力（企画・準備・運営など）

(登録条件)

第4条

1. それぞれのボランティアへの登録条件は次の表に掲げるとおりとする。

カテゴリー	能力・資格条件	年齢条件*
通訳・翻訳	日常会話に支障がない程度に外国語の会話ができる方、又は翻訳能力のある者	高校生以上
出前講師	国際交流や国際理解に関心を持ち、自分の得意な分野や趣味などを活かして活動する意欲のある者	高校生以上
ホームステイ	異文化を理解し、尊重することができる世帯。ただし単身世帯は登録不可。	特になし
日本語学習	在住外国人への日本語教育・支援活動に関心を持ち、活動する意欲のある者 ※協会が主催する日本語教室でのボランティアとしての活動は、原則、協会が主催する日本語ボランティア養成講座を修了した者によるものとする。	高校生以上
バディ	国際交流や国際理解に関心を持ち、活動する意欲のある者	高校生以上
イベント	特になし	高校生以上

※年齢条件において、高校生は15歳以上、大学生は18歳以上とよみかえることができる。

2. 登録に必要な条件は、前項に関わらず協会が特別に認める場合はこの限りではない。

(登録方法)

第5条

1. 登録を希望する個人は別に定める様式1を記入の上、電子メール、FAX・直接持参により申し込みを行うものとする。
2. ボランティア登録に際して、第4条に定める条件を満たしている場合、登録を希望するカテゴリーについて様式1の裏面を記入の上、様式1に併せて提出するものとする。

(登録期間)

第6条 登録期間は、登録した年度を含めて1年度とする。

(登録期間の更新)

第7条 協会は、登録期間の更新に関して脱会の意向のない場合、自動更新とする。

(登録内容の変更)

第8条 登録内容の変更は、随時受け付けるものとする。

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに協会に連絡するものとする。

(登録の抹消)

第9条

1. 登録の抹消は、随時受け付けるものとする。
2. 協会は次の各号のいずれかに該当する場合、予告なく登録を抹消することができる。
 - (1) 様式1に虚偽の記載があった場合
 - (2) 参加した事業において不適切な行為を行なった場合
 - (3) 特定の政治活動や宗教活動の場として事業を利用した場合
 - (4) その他協会が必要と判断する場合

(情報提供)

第10条 協会は、ボランティアの募集や活動、その他のイベント情報などを原則として電子メールにて提供する。

(個人情報の取り扱い)

第11条

1. ボランティア登録に際して協会が提供を受けた個人情報については、ボランティア活動の通知、連絡、協会が作成する統計情報、保険への加入、協会が主催・共催・後援または協力するイベント情報の提供についてのみ使用し、第三者へ開示・提供することはないものとする。
2. 前項に関わらず、ホームステイについてはゲストとのマッチングや運営に際し、事業運営者に提供するとともに、ゲストに対して通知する場合があるものとする。

(活動における責任の所在について)

第12条

- 1 原則としてボランティアは自己の責任において事業に協力するものとする。
- 2 協会は、事業の内容を鑑みて、必要に応じてボランティア保険に加入するものとする。
- 3 第3条に掲げる活動に関係のない恣意的な行為により、ボランティアが第三者に対して損害を与えた場合、もしくは第三者と紛争を生じた場合は、協会は一切責任を負わないものとする。

(改定)

第13条 この規約は協会代表理事により必要に応じて改定できるものとする。

(附則)

この規約は、令和4年8月1日より施行する。